

## 前回勘定体系・新分野専門委員会の主な意見と回答

## 「2 勘定体系」

作成基準案中の「勘定体系」に記載されているものは、勘定の一覧のみであり、93SNAのマニュアル上では「勘定系列」に相当するものである。「勘定体系」には、制度部門ごとにどのような勘定を作成するのか等も含まれるのではないか。

例えば、統合勘定、一国経済勘定ではどういう形になるか、制度部門ごとにはどういう勘定が出てくるかということに記載するべき。

(答)

タイトルを、「勘定体系」から、「勘定系列」に変更することとしたい。

また、後半部分については、すでに、「5 記録内容」に記述していると考え。

(別添参照)

作成基準をメンテナンスするのは内閣府ということによいか。また、作成基準中の「主語」は統計委員会国民経済計算部会ではなく、内閣府ということか。

(答)

ご指摘のとおり。(別添参照)

別に公表すると定められているものの変更は、作成基準の変更になるのか。

(答)

作成基準の変更にならないと考える。(別添参照)

## 「4 記録原則 (4) 主要項目における実質価額の記録」

実質化する項目については、93SNAにも記載されている事項であり、明記すべきではないか。

(答)

ご意見を踏まえ、作成基準で大枠を定めるという考え方に即し、代表的な項目の例示を記述することとしたい。

「2 勘定体系」「5 記録内容」

作成基準に盛り込むものはレベル1、作成基準には盛り込まず、別途公表するものはレベル2といったような区分けにした場合、最終消費支出等の項目や、項目の概念についてはレベル1であるべきではないか。また、作成基準とは別に公表される93SNAとの対応状況等については原案ではレベル2であるが、例えば、ソフトウェアなどの項目についてもレベル1ではないか。

関連意見1：「概論」には、国際連合の基準に準拠した統計とあり、基本的に国際基準との相違状況のみを明示的に記載すればよいのではないか。

栗林委員長のまとめ：上記のようなものの変更は、レベル2であっても、作成基準の変更とみなして議論するということがよいか。

(答)

ご意見を踏まえ、作成基準で大枠を定めるという考え方に即し、代表的な項目や、その概念、また、ソフトウェアの記述を「5 記録内容」に追加することとしたい。

## 作成基準の位置づけ、手続及び構成

- 作成基準は、内閣総理大臣が定めるものであり、定めようとする際は、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。(統計法第6条)
- 統計委員会に意見を聴く際の手続は、
  - 1 内閣府が、作成基準について統計委員会に諮問。(今回は平成20年9月8日)
  - 2 統計委員会は、諮問を受けて審議。その際、国民経済計算部会に付託し、さらに、国民経済計算部会勘定体系・新分野専門委員会に付託。
  - 3 国民経済計算部会勘定体系・新分野専門委員会は、諮問に対する意見を取りまとめた答申案を作成し、それを国民経済計算部会で承認を得て、統計委員会の承認を得る。(今回は統計委員会の答申は、平成21年3月9日予定)
  - 4 内閣府は、答申案を受け、作成基準を定める。(今回は平成21年4月1日予定)
- 作成基準案の構成の考え方は以下のとおり。

